

平成20年12月11日

各 位

堺化学工業株式会社

労働基準監督署からの是正勧告について

本日、当社は、いわき労働基準監督署より、当社小名浜事業所の酸化チタン工場内で過去に使用していました放射性物質が付着した廃棄ろ布（以下「ろ布」といいます。）等について、下記の通り労働安全衛生法に係る是正勧告書等を受領致しました。

本件につきまして、ご関係の皆様にご迷惑、ご心配をお掛け致しましたこととお詫び申し上げますとともに、本勧告等を重く受け止め、改善措置等をとるべく真摯に対応してまいります。

なお、廃棄物の搬出等につきましては、日本酸化チタン工業会が定めた自主管理基準値に基づき、これまでも適正に管理しております。また、「ろ布」につきましても、すでに構内にて隔離貯蔵措置を施しておりますので、地域の皆様におかれましては、ご安心いただけますよう、お願い申し上げます。

記

1. 指導内容

(1) 是正勧告内容

①管理区域の明示等（労働安全衛生法第22条第2号、電離則第3条第1項・5項）

3ヵ月間につき実効線量が「ろ布」の保管場所において最大4.25mSv、ろ過工程において最大3.96mSvであり、管理区域（3ヵ月間につき1.3mSvを超える区域）に該当する値であったにもかかわらず、管理区域として標識によって明示を行っていないこと。また、管理区域内の見やすい場所に放射線による労働者の健康障害の防止に必要な事項を掲示していないこと。（注1）

②線量の測定（労働安全衛生法第22条第2号、電離則第8条第1項）

管理区域に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量を測定していないこと。

③保管廃棄施設（労働安全衛生法第22条第2号、電離則第36条第1項）

「ろ布」を外部と区画された構造であり、かつ、とびら・ふた等外部に通ずる部分に、かぎその他の閉鎖のための設備又は器具を設けた保管廃棄施設において保管していないこと。

④容器（労働安全衛生法第22条第2号、電離則第37条第3項・第4項）

「ろ布」を保管しているドラム缶に、放射性物質である旨の表示等を行っていないこと。

⑤線量当量等の測定（労働安全衛生法第65条第1項、電離則第54条第1項）

管理区域について、1ヵ月以内ごとに1回、定期的に、外部放射線による線量当量率又は線量当量を放射線測定器を用いて測定していないこと。

(2) 指導内容

- ①放射線に暴露する業務に従事している労働者（退職者を含む）を対象に、健康診断を実施すること。
- ②電離則第1条の趣旨に基づき、労働者が酸化チタン製造工程における、ろ布・配管等からの電離放射線を受けることをできるだけ少なくする措置を講じること。

2. 今後の対応

本勧告等は、今回の行政当局ならびに当社の調査により判明したものです。①実際の作業時間とその箇所での被ばくする実効線量（加重平均値）が電離則の被ばく線量の基準以下であること ②当該工場稼働以降健康被害の認められる事例が発生していないことにより、管理区域に該当するとの認識が当社になかったこと等に起因するものであります。今後は、関係法令に対する教育、研修を再徹底し、再発防止に努めてまいり所存です。

対応措置につきましては、既に「ろ布」保管場所の立入禁止措置、電離則に応じた教育の実施、外部被ばく線量測定のためのガラスバッチの装着、「ろ布」保管設備の整備、放射線物質であることの表示、「ろ布」保管場所の線量当量等の測定等を実施しておりますが、これに加え、上記の勧告及び指導に従い、適切な改善策を策定し、実施するとともに、工程内の放射線量率を低減する施策を実施してまいります。

また、退職者や構内請負業者を含む当該業務に従事したことがある関係者を対象とした健康診断計画を策定し、実施してまいります。

3. 問合せ先

堺化学工業株式会社小名浜事業所業務管理部

電話 0246-56-5111 ファックス 0246-53-5223

(注1) この実効線量は、管理区域内の放射線の測定値に実労働時間（（180時間労働／月＋30時間外労働／月）×3ヵ月）を勘案し積算したものです。実際に管理区域内で作業を行う時間は短時間であります。

以 上